

新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置 に伴う利用制限について

令和3年8月19日

ご利用の皆さまへ

日頃より、豊田市青少年センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

豊田市がまん延防止等重点措置の対象区域に追加されたことに伴い、8月21日(土)から9月12日(日)まで、以下の対応を取ることが決定いたしました。

なお、ご利用の際には新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、手指の消毒、来館前の検温等以前よりお願いしています事項及び3密の回避に改めてご協力をお願いします。

1 利用人数の制限

音楽室の利用定員の**50%を上限**とする。

施設名	施設利用定員	規制による定員
音楽室	20人	10人

2 利用時間の制限 (夜間区分の利用時間を変更する)

午後5時～午後9時30分 ⇒ **午後5時～午後8時**

(夜間区分の利用時間を変更する) ※ロビーの利用時間も同様に午後8時まで

3 使用料の設定

規則に定める利用区分の使用料から短縮後の利用時間に係る使用料を差し引いた額に減額する。(夜間区分の利用時間短縮に係る使用料の減額)

また、既に納付された使用料は減額分を還付する。

施設名	夜間区分使用料	減額後の使用料
交流室	4,400円	3,300円
会議室A	2,200円	1,650円
会議室B	1,600円	1,200円
会議室C	1,600円	1,200円
談話室D	600円	450円
談話室E	600円	450円
談話室F	600円	450円
和室	1,100円	820円
軽運動室①	2,000円	1,500円
軽運動室②	1,400円	1,050円
音楽室	2,400円	1,800円

4 利用者の制限

豊田市内在住・在学・在勤の方以外のご利用はお控えくださいますようお願いいたします。

5 利用の取消し

今回の措置に伴い、または新型コロナウイルス感染防止を目的として施設利用予約を取り消す場合は、豊田市青少年センター(TEL0565-32-6296)へご連絡ください。

6 実施期間

令和3年8月21日（土）から9月12日（日）まで

※国・県の方針によっては変更される可能性もあります。

7 その他

（1）3密の回避

- ・部屋の換気をするために1時間につき5分以上は必ず窓・ドアを開放すること。

（2）滞在時間の短縮

- ①利用時間の短縮に努めてください。
- ②利用後は速やかに退館してください。

（3）部屋利用後に実施してほしいこと

- ①利用後に消毒（ドアノブ・手すり、椅子、机などの接触部分）及び15分程度の換気を実施してください。
- ②利用後に職員の確認を受けてください。

（4）個人利用の制限

- ・1Fサロン・4Fラウンジの学習利用はできません（学習利用は指定された部屋にて可能）。

（5）1Fサロン・4Fラウンジ（パブリックスペース）の制限

- ・大きな声を出す行為はできません。
- ・長時間の滞在はできません。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

豊田市青少年センター（TEL 0565-32-6296）